

宣 言 書

この宣言書は、職業安定法又は職業安定法に基づく指針に規定されている以下の内容を遵守することを宣言いただくものです。

以下の3項目についてご確認いただき、遵守されている場合は、□欄に☑を入れて、下記記載欄に事業所名・職業紹介許可番号等を記載の上、提出をお願いします。

【職業安定法に規定されている事項】

□ 厚生労働省が運営する人材サービス総合サイトに、自社の紹介実績等の情報として、以下の情報を入力または登録を行っています。

- ① 各年度（各年の4月1日～翌年の3月31日）に就職した者の数
- ② 上記①のうち、期間の定めのない労働契約を締結した者（無期雇用就職者）の数
- ③ 上記②のうち、就職から6か月以内に解雇以外の理由で離職した者の数
- ④ 上記②のうち、就職から6か月以内に解雇以外の理由で離職したかどうか判明しなかった者の数
- ⑤ 手数料に関する事項（手数料表の内容）
- ⑥ 返戻金制度の導入の有無及び導入している場合はその内容

注：上記①～④は「人材サービス総合サイト」に入力、⑤～⑥は同サイトにPDFの登録又は自社のHPのURLのご登録をお願いしています。

「人材サービス総合サイト」につきましては、下記URLをご確認ください。

・人材サービス総合サイト <https://jinzai.hellowork.mhlw.go.jp/JinzaiWeb>

【職業安定法に基づく指針に規定されている事項】

□ 指針に規定されている内容を踏まえ、以下の内容で業務運営しています。

- ① 自らの紹介により就職した者（無期雇用に限ります）に対し、就職した日から2年間、転職の勧奨を行っていません
- ② 求人者から徴収する手数料に関する返戻金制度を設けています
- ③ 求職者及び求人者双方に対して、求職者または求人者から徴収する手数料に関する事項を明示しています
また、返戻金制度に関する事項について明示しています
- ④ 求職申込みの勧奨にあたり、求職者に金銭等（いわゆる「お祝い金」など）を提供していません

【都道府県労働局からの是正指導】

□ 宣言書提出時点において、都道府県労働局から職業紹介事業に関し、職業安定法に基づく是正指導を受けていません。

また、過去に受けた是正指導については是正済みです。

〔宣言の取り下げ、取り消しについて〕

宣言後、上記各項目に反していることが判明した場合は、宣言を取り下げることができます

取り下げ後、各項目に反する事実が是正された場合は、改めて宣言を行うことができます

各項目に反している事実があるにもかかわらず、取り下げがない場合は、厚生労働省が宣言を取り消すこともあります

厚生労働省から宣言が取り消された場合は、取り消された事業所として人材サービス総合サイトで公表されるとともに、6か月間改めて宣言を行うことはできなくなります

令和 年 月 日

事業所名

所在地

電話番号

職業紹介許可番号